

福岡県公報

令和元年九月六日
第三十六号
増刊
①

目次

告示 (第二百七十三号)

○福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示

(林業振興課) …………… 一

告示

福岡県告示第二百七十三号

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程(昭和三十四年一月福岡県告示第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(補助事業)」に改め、同条中「次のとおり」を「別表第一及び別表第二のとおり」に改め、同条中の表を削る。

第三条中「前条の表一の項、二の項、三の項、十三の項、十五の項、二十の項から二十六の項、二十八の項、二十九の項及び三十五の項」を「別表第一の一の項から三の項まで及び六の項から二十二の項まで並びに別表第二の一の項から十二の項まで」に改める。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二条関係）松くい虫防除事業

事業の種類		補助対象経費		補助率							
一	特別防除（空中散布）	<p>薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費</p>	<p>高度公益機能森林2-1-3 地区保全森林1-1-3</p> <p>ただし、知事が必要と認めるときは、当該補助率によって算定した補助金の額に加算して交付するものとし、加算の割合は次の表のとおりとする。この場合において加算して交付する補助金の額は、当該補助率によって算定した補助金の額を差し引いた額とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>市町の財政力指数</th> <th>補助率の加算</th> </tr> <tr> <td>○・八以上</td> <td>二十一パーセント以内</td> </tr> <tr> <td>○・八未満○・五以上</td> <td>二十四パーセント以内</td> </tr> <tr> <td>○・五未満</td> <td>二十七パーセント以内</td> </tr> </table>	市町の財政力指数	補助率の加算	○・八以上	二十一パーセント以内	○・八未満○・五以上	二十四パーセント以内	○・五未満	二十七パーセント以内
市町の財政力指数	補助率の加算										
○・八以上	二十一パーセント以内										
○・八未満○・五以上	二十四パーセント以内										
○・五未満	二十七パーセント以内										
二	地上散布（無人航空機散布を含む）	<p>薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費</p> <p>次に掲げる経費であつて、知事が特に必要と認められたもの</p> <p>一 安全対策に要する経費</p> <p>二 条件整備に要する経費</p> <p>三 調査に要する経費</p>	<p>高度公益機能森林2-1-3 地区保全森林1-1-3</p> <p>ただし、知事が必要と認めるときは、当該補助率によって算定した補助金の額に加算して交付するものとし、加算の割合は次の表のとおりとする。この場合において加算して交付する補助金の額は、当該補助率によって算定した補助金の額を差し引いた額とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>市町の財政力指数</th> <th>補助率の加算</th> </tr> <tr> <td>○・八以上</td> <td>二十一パーセント以内</td> </tr> <tr> <td>○・八未満○・五以上</td> <td>二十四パーセント以内</td> </tr> <tr> <td>○・五未満</td> <td>二十七パーセント以内</td> </tr> </table>	市町の財政力指数	補助率の加算	○・八以上	二十一パーセント以内	○・八未満○・五以上	二十四パーセント以内	○・五未満	二十七パーセント以内
市町の財政力指数	補助率の加算										
○・八以上	二十一パーセント以内										
○・八未満○・五以上	二十四パーセント以内										
○・五未満	二十七パーセント以内										
三	地上散布（スプリンクラ―散布）	<p>薬剤費、薬剤散布費、設置費、資材費及び事業雑費</p>	<p>高度公益機能森林2-1-3 地区保全森林1-1-3</p>								
四	被害防止対策	<p>賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費</p>	<p>高度公益機能森林2-1-3 地区保全森林1-1-3</p>								
五	被害監視事業	<p>賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>高度公益機能森林2-1-3 地区保全森林1-1-3</p>								
六	伐倒駆除（一種（薬剤散布型））	<p>薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費</p>	<p>高度公益機能森林2-1-3 地区保全森林1-1-3</p>								
七	伐倒駆除（二種（薬剤散布型））	<p>薬剤費、薬剤散布費（必要な搬出費を含む）及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額</p>	<p>高度公益機能森林2-1-3 地区保全森林1-1-3</p>								

別表第二(第二一条関係) 政令指定病害虫等防除事業

事業の種類		補助対象経費		補助率	
二	その他松くい虫伐倒駆除(二種)(薬剤散布型)	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	3 4		
一	その他松くい虫伐倒駆除(一種)(薬剤散布型)	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費	3 4		
八	伐倒駆除(一種)(くん蒸型)	薬剤費、くん蒸費(集積費、被覆資材費及び必要な搬出費を含む。)及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
九	伐倒駆除(一種)(くん蒸型)	薬剤費、くん蒸費(集積費、被覆資材費及び必要な搬出費を含む。)及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
十	特別伐倒駆除(破砕一種)	枝条等の焼却費及び事業雑費又は枝条等の破砕費及び事業雑費	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
十一	特別伐倒駆除(破砕二種)	枝条等の焼却費及び事業雑費又は枝条等の破砕費及び事業雑費並びに樹木の伐倒、破砕(必要な搬出及び運搬を含む。)の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
十二	特別伐倒駆除(全木焼却)	伐倒費、焼却費(必要な搬出費及び運搬費を含む。)及び事業雑費	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
十三	補完伐倒駆除(一種)	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
十四	補完伐倒駆除(二種)	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費並びに樹木の伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
十五	伐採跡地駆除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
十六	伐採木等駆除	薬剤費、薬剤散布費若しくはくん蒸費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
十七	枯損幼齢木駆除	伐倒費、薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又は伐倒費、集積・焼却費及び事業雑費	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
十八	被害拡大未然防止対策緊急防除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
十九	樹幹注入	薬剤費、薬剤注入費及び事業雑費	3 4		
二十	樹幹注入強化対策	薬剤費、薬剤注入費及び事業雑費	3 4		
二十一	伐倒駆除(一種)(天敵利用型)	薬剤費、処理費(集積費及び被覆資材費を含む。)及び事業雑費	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		
二十二	伐倒駆除(二種)(天敵利用型)	薬剤費、処理費(集積費、被覆資材費及び必要な搬出費を含む。)及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	高度公益機能森林2 3 地区保全森林1 3		

十三	カシノナガキクイムシ被害防止対策	賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3 — 4
十二	カシノナガキクイムシ防除	賃金、資材費、需用費及び備品購入費	3 — 4
十一	カシノナガキクイムシ駆除	伐倒費、薬剤費、くん蒸費、焼却費(必要な搬出費及び運搬費を含む。)及び事業雑費、賃金及び資材費	3 — 4
十	のねずみ駆除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	3 — 4
九	すぎはだに駆除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	3 — 4
八	たまげえ類駆除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	3 — 4
七	まいまいが駆除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	3 — 4
六	松毛虫駆除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	3 — 4
五	その他松くい虫薬剤防除	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	3 — 4
四	その他松くい虫伐倒駆除(二種(くん蒸型))	薬剤費、くん蒸費(集積費及び被覆資材費を含む。)及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	3 — 4
三	その他松くい虫伐倒駆除(一種(くん蒸型))	薬剤費、くん蒸費(集積費及び被覆資材費を含む。)及び事業雑費	3 — 4

様式第一号付表二中「~~中~~」を削り、
に改める。

第
六
号
第
四
号

を

第
四
号

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県森林病害虫等防除事業補助金交付規程は、令和元年度の補助金から適用する。